

国総施第116号
国総建第265号
国総振第128号

平成16年12月15日

社団法人
日本建設機械化協会 会長 殿

国土交通省総合政策局 建設施工企画課長



国土交通省総合政策局 建設業課長



国土交通省総合政策局 建設振興課長



ホイールクレーン使用時における逆ステアリングによる
事故防止の周知について

今般、国土交通省に対し、ホイールクレーンのかじ取り装置(補助ステアリングシステム)の不具合に係る「リコール届出」がなされたところであるが、建設作業現場における全てのホイールクレーンの使用に際しては、事故防止の観点から逆ステアリングスイッチの正しい使用方法等について、貴団体傘下の会員各社に対し周知徹底を図られたい。

(参 考)

ホイールクレーン使用時における逆ステアリングによる
事故防止の趣旨について

ホイールクレーンのリコールについては、補助ステアリングシステム(運転席を後方に向けて作業する際の操作性を確保するための装置)の誤操作防止機能が不十分であるとして、誤作動を防止するための構造的な改善措置を行うものである。

建設工事施工において建設機械の選定は、請負者が実施しているところであるが、当該事故の防止のため、建設作業現場での全てのホイールクレーンの使用においてはリコール対象機種に拘わらず、逆ステアリングスイッチ(補助ステアリングシステムの操作スイッチ)を前進走行時に確実に解除するなどの正しい使用方法について周知徹底を図るものである。